

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	依頼 1
議題種別	依頼事項
説明者	区総務課
提出物	あり（全ての拠点）

議題名	地域防災拠点開設・運営訓練の実施 及び 訓練に係る計画書等の提出について
-----	---

趣旨	地域防災拠点開設運営訓練の実施をお願いいたします。 また、実施前の計画書と実施後の報告書の提出をお願いいたします。		
概要	<p>地域防災拠点開設運営訓練の実施については、下記事項にご留意いただきますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災力の向上 発災時には多くの人の助け合いが不可欠となりますので、幅広く住民の皆様にも訓練参加の呼びかけをし、地域防災力の向上に繋げていただきますようお願いいたします。 2 資機材等の使用方法等の確認 ハマッコトイレ、かまどセットなどの資機材の使用を訓練内容に組み込み、使用方法、使用後の保管方法などの確認をお願いします。 3 訓練内容の検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者支援の想定 ・男女の違いの視点 ・ペット同行避難への対応（詳細は依頼事項 5） ・指導員や本市職員（ハマッコトイレ、給水訓練など）の派遣（詳細は情報提供 4・8） 4 拠点動員者（市職員）を対象とした無線訓練の実施 5 計画書等の提出 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所開設・運営訓練計画書(様式 1) (2) 避難所開設・運営訓練実施報告書(様式 2) 		
提出物	提出様式	様式 1：計画書 / 様式 2：報告書	
	提出先	区総務課	
	提出期限	様式 1：7月31日 / 様式 2：訓練実施後 1ヶ月	
問合せ先	区総務課	TEL	334-6203

令和 7 年 5 月 29 日

地域防災拠点管理運営委員会委員長 各位

保土ヶ谷区地域防災拠点管理運営委員会
連絡協議会会長**地域防災拠点開設・運営訓練の実施及び
訓練に係る計画書等の提出について**

各地域防災拠点において、下記の点にご留意いただき開設・運営を中心とした訓練の実施をお願いいたします。

また、当該訓練に係る計画書及び報告書の提出をお願いいたします。

1 地域防災力の向上

地域防災拠点は震災時に避難生活の場所になるとともに、情報受伝達、救助救護活動、生活用品・食料等の集配など様々な役割を担う重要な場所です。

発災時には地域や避難者の皆さまが中心となり地域防災拠点を運営していただきます。地域防災力の向上のため、地域の多くの方々に訓練に参加いただけるよう、幅広いお声掛けをお願いいたします。

2 資機材等の使用方法等の確認

ハマッコトイレ、かまどセット、発電機や投光器などの資機材について、それらの使用を訓練内容に積極的に組み込んでいただき、使用方法、使用後の保管方法などの確認をお願いします。

また、本年度も食料備蓄品等の更新がありますので、それぞれの保管場所の確認や、すでに期限切れの物が残置されていないかの確認もお願いします。

3 訓練内容の検討事項**(1) 要援護者支援の想定**

専用スペースの確保など支援が必要となる方々のニーズに応じた拠点運営の検討を行ってください。(出前講座は情報提供 6 参照)

(2) 男女の違いの視点

男女のニーズの違いへの配慮や、犯罪被害を防ぐための防犯強化などの検討を行ってください。(出前講座等は情報提供 7 参照)

(3) ペット同行避難への対応

一時飼育場所の検討とともに、発災時の動き(受け入れや飼育対応等)などの検討を行ってください。(依頼事項 5 参照)

- (4) 資機材取扱指導員や本市職員（ハマッコトイレ、応急給水など）の派遣
各種資機材の取扱い訓練について、指導員や本市職員の派遣を受けることができます。（情報提供 4・8 参照）

4 拠点動員者（市職員）を対象とした訓練の実施

拠点動員職員を対象としたデジタル移動無線等を使用した通信訓練及び、学校の端末を使用したシステム訓練を実施いたします。実施に関する調整は区拠点担当者(防災参与)が行います。

5 計画書等の提出

(1) 提出書類及び提出期限

ア 避難所開設・運営訓練計画書(様式1)

令和7年7月31日(木)

イ 避難所開設・運営訓練実施報告書(様式2)

訓練実施後1か月以内

(2) 提出先

各拠点担当者(防災参与)

【事務局】

保土ヶ谷区役所総務課 板倉、江藤

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.jp

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	依頼 2
議題種別	依頼事項
説明者	区総務課
提出物	あり（全ての拠点）

議題名	保土ヶ谷区地域防災活動奨励助成金について
-----	----------------------

趣旨	保土ヶ谷区地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会から標記助成金を交付します。 については、請求書兼口座振込払依頼書のご提出をお願いいたします。		
概要	<p>1 助成金額 110,000円</p> <p>2 支払時期 8月中旬頃（予定）</p> <p>※交付方法は原則「口座振込」となります。 やむを得ない事情等により、現金払いをご希望の場合は事務局にご相談ください。</p> <p>※※支出内容に係る留意事項（対象とならない支出例など）は資料をご確認ください。</p>		
提出物	提出様式	様式3-1：助成金請求書兼口座振込依頼 ※様式3-2：委任状	
	提出先	区総務課	
	提出期限	7月31日	
問合せ先	区総務課	TEL	334-6203

依頼事項 2

令和 7 年 5 月 29 日

地域防災拠点管理運営委員会委員長 各位

保土ヶ谷区地域防災拠点管理運営委員会
連絡協議会事務局

保土ヶ谷区地域防災活動奨励助成金について

保土ヶ谷区地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会から標記助成金を交付しますので、「請求書兼口座振込払依頼書（様式 3-1）」のご提出をお願いいたします。交付方法は原則「口座振込」となります。振込口座の名義人が拠点委員長と異なる場合は「委任状（様式 3-2）」のご提出が必要です。

※やむを得ない事情等により、現金払いをご希望の場合は事務局にご相談ください。

1 助成金額

110,000 円

2 請求書提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）まで

3 提出方法

郵送又は持参

4 提出先

〒240-0001

保土ヶ谷区川辺町 2 - 9 保土ヶ谷区総務課庶務係

5 支払時期

8 月中旬頃（予定）

6 留意事項

助成金の執行・報告時には、次の点に御留意くださいますようお願いいたします。

(1) 支出内容について

助成金は用途が「地域防災拠点の管理運営」に関することに限定されています。

対象となる支出例

- ・ 定例会等の開催時の資料作成にかかる費用や会議室借用費
- ・ 拠点運営に係る事務用品等の購入費用
- ・ 拠点として必要と判断した資機材・備蓄品の購入費用
- ・ 炊き出し訓練時の材料費や活動時の飲料代（お弁当代などは除く）
- ・ 研修会等参加に伴う交通費

対象とならない支出例

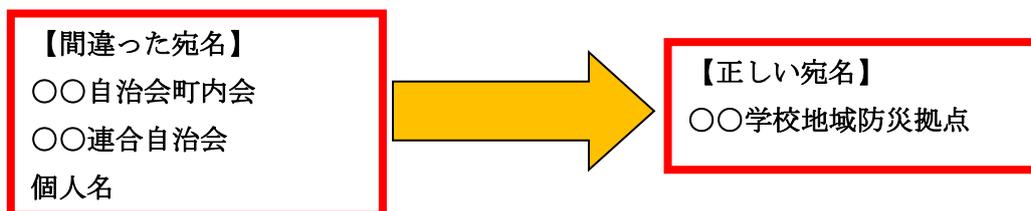
- ・ 訓練等の活動時の**食事代・弁当代** ※水分補給のための飲料代のみ可とします。
- ・ 次年度への繰越金（繰越や積み立ては一切できません）
- ・ 自治会町内会への分担金
- ・ **市が派遣する防災講習会講師への謝金**
※区から謝金を支払うため不要です。

(2) 領収書について ※領収書の提出がない支出については返還となります。

地域防災活動奨励助成金は、**決算報告時に全ての領収書の提出が必要**になります。

そのため、**支出した際の領収書は必ず保管**してください。

領収書の宛名は必ず「**〇〇〇学校地域防災拠点**」としてください。



次ページあり

領収書提出時のポイント

① レシートが領収書となっている場合(コンビニやドラッグストア等での購入)

レシートの空きスペースに「〇〇学校地域防災拠点」をご記載ください。

ドラッグ[®] 印刷宛申請済
www.tsuruha.co.jp 付に〇〇県札幌北
作成地：札幌市東区 税務署承認済

〈領収書〉

ツルハポイントカード会員募集中！
毎月1日、10日、20日は会員5%OFF！

[001263-002] No. 69281
2021年05月08日(土) 21:19[530]

1点	¥767
小計 1点	¥767
内税商品計	¥767
(内消費税)	¥69
10%対象金額	¥767
(消費税(10.0%))	¥69
合計	¥767
現金	¥807
金引銭	¥40

印字保護のためこちらの面を
内側に折って保管してください

1000126300269281

ドラッグ[®] 印刷宛申請済
www.tsuruha.co.jp 付に〇〇県札幌北
作成地：札幌市東区 税務署承認済

〈領収書〉

〇〇学校
地域防災拠点

ツルハポイントカード会員募集中！
毎月1日、10日、20日は会員5%OFF！

[001263-002] No. 69281
2021年05月08日(土) 21:19[530]

1点	¥767
小計 1点	¥767
内税商品計	¥767
(内消費税)	¥69
10%対象金額	¥767
(消費税(10.0%))	¥69
合計	¥767
現金	¥807
金引銭	¥40

印字保護のためこちらの面を
内側に折って保管してください

1000126300269281

必ず、原本に拠点名を記載
して提出して下さい。

② 領収書の宛名が自治会町内会名や個人名となっている場合

領収書の空きスペースに「〇〇学校地域防災拠点」をご記載ください。

領収書

〇〇自治会・〇〇町内会
(〇〇地区連合自治会) 御中 No.

発行日

金額 ¥0 (税込)

但 飲料代金として
上記正に領収いたしました。

〇〇株式会社
〒 東京都新宿区新宿
新宿第1ビル2階
TEL:
FAX:

領収書

〇〇自治会・〇〇町内会
(〇〇地区連合自治会) 御中 No.

発行日

〇〇学校地域防災拠点
金額 ¥0 (税込)

但 飲料代金として
上記正に領収いたしました。

〇〇株式会社
〒 東京都新宿区新宿
新宿第1ビル2階
TEL:
FAX:

必ず、原本に拠点名を記載
して提出して下さい。

注文番号 〇〇〇〇の領収書 Page 1 of 1

注文商品 〇〇〇〇の領収書

保土ヶ谷 太郎 様

発行日: 〇〇〇〇
請求日: 〇〇〇〇
合計金額: 19,200円

注文情報

注文商品 〇〇〇〇 価格: 19,200円
〇〇〇〇 価格: 19,200円
〇〇〇〇 価格: 19,200円

注文者
氏名: 保土ヶ谷 太郎
住所: 〇〇〇〇

支払い情報

商品合計(149):	19,200円
送料:	0円
手数料:	0円
クーポン利用:	-500円
合計金額(税込):	19,200円
支払い内訳	
クレジットカード:	19,200円

注文番号 〇〇〇〇の領収書

注文商品 〇〇〇〇の領収書

保土ヶ谷 太郎 様

発行日: 〇〇〇〇
請求日: 〇〇〇〇
合計金額: 19,200円

注文情報

注文商品 〇〇〇〇 価格: 19,200円
〇〇〇〇 価格: 19,200円
〇〇〇〇 価格: 19,200円

注文者
氏名: 保土ヶ谷 太郎
住所: 〇〇〇〇

支払い情報

商品合計(149):	19,200円
送料:	0円
手数料:	0円
クーポン利用:	-500円
合計金額(税込):	19,200円
支払い内訳	
クレジットカード:	19,200円

次ページあり

③ 交通費等の支払いで、領収書の発行が困難な場合

出金伝票を作成してください。

出金伝票		No. 1		係	
令和3年 月 日		承認印		係	
保土ヶ谷 太郎 様		承認印		係	
勘定科	種	要	金額	金額	金額
				500	
				500	
合 計				1000	

○○学校地域防災拠点

空いてるスペースに拠点名を記載してください。

承認印に、拠点長もしくは会計の印を押してください。

支払先に、支出をされた方の個人名を記載してください。

金額欄に、領収書の金額を記載してください。

※ 上記出金伝票を作成後、支払先（自治体町内会や個人）から受領のサインをもらってください。

(3) その他

助成金の残金が発生しそうな場合は、お早めに区総務課へ御連絡ください。

【事務局】

保土ヶ谷区役所総務課 板倉、江藤

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	依頼3
議題種別	依頼事項
説明者	総務局地域防災課
提出物	あり（全ての拠点）

議題名	地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用・新規配備について
-----	--------------------------------

趣旨	地域防災拠点における備蓄品について、例年8月～9月に実施している備蓄食料等の更新・有効活用に加え、今年度は1月～3月に新規拡充備蓄品の配備を行います。つきましては、次の内容についてご協力ください
----	---

概要	<p>1 8～9月の各拠点の備蓄品の更新に係る報告について 8～9月に拠点備蓄品の更新（配送・回収）等を行います。 更新・回収対象品の中には残置できる物がありますので、次の内容をご確認いただきそれぞれ希望数の報告をお願いいたします。</p> <p>(1) 備蓄食料の有効活用希望数等報告（別紙1参照） 拠点に備蓄している食料のうち、拠点訓練等において配布するなど、有効活用いただける有効活用希望数等のご報告をお願いいたします。</p> <p>(2) 原則回収する資機材等の回収希望数報告（別紙2参照） 拠点備蓄品の更新等を行う際に、救助資機材、段ボールベッド等や回収漏れ備蓄品等についても、各拠点の希望に沿って回収いたします。 については、回収希望数のご報告をお願いいたします。</p> <p>2 新規拡充備蓄品の配備の周知について（別紙3参照） 能登半島地震を踏まえ、新たに「横浜市地震防災戦略」を策定しました。誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築に向け、拠点の環境の向上に向けた備蓄物資の拡充等に取り組みます。 令和8年1月から3月にかけて、本取組で新たに拡充する備蓄品の拠点への配送を行います。</p>
----	--

提出物	提出様式	様式4：8～9月の各拠点の備蓄品の更新に係る報告
	提出先	区総務課
	提出期限	7月31日

問合せ先	区総務課	TEL	334-6203
------	------	-----	----------

令和7年5月29日

地域防災拠点運営委員長 各位

保土ヶ谷区総務課長

地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用・新規配備について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域防災拠点（以下「拠点」という。）における備蓄品について、例年8月～9月に実施している備蓄食料等の更新・有効活用に加え、今年度は1月～3月に新規拡充備蓄品の配備を行います。つきましては、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

1 8～9月の各拠点の備蓄品の更新に係る報告について

8～9月に拠点備蓄品の更新（配送・回収）等を行います（以下、「夏の更新」という。）。

回収対象品の中には拠点ごとの判断で残置できる物がありますので、次の内容をご確認いただきそれぞれ希望数の報告をお願いいたします。

(1) 賞味期限内の備蓄食料の有効活用希望数等報告

今年度更新を行う期限切れが近い備蓄食料については、拠点訓練等において配布するなど、有効活用へのご協力をお願いします。

ア 有効活用可能な備蓄食料、賞味期限

別紙1「有効活用可能な備蓄食料一覧」のとおり

イ 有効活用希望数等の報告

様式4に有効活用希望数等をご記入の上、7月31日(木)までに、区役所総務課までご提出ください。ご提出いただいた有効活用分を残して回収します。

ウ 留意事項

過去に、期限切れの備蓄食料を誤って配布してしまった事例もありますので、配布する際には、必ず品目ごとに賞味期限を確認してください。

(2) 原則回収する資機材等の回収希望数報告**ア 配送・回収する備蓄品、対象拠点**

別紙2「8～9月に配送・回収する備蓄品一覧」のとおり

イ 回収希望数等の報告

下記(ア)～(ウ)の回収対象品について、様式4に回収希望数等をご記入の上、7月31日(木)までに区役所総務課までご提出ください。

(ア) 救助資機材

昨年度の拠点運営委員会へのアンケート結果、配備当初からの社会情勢の変化や今後の備蓄品の新規拡充などの状況を踏まえ、拠点の救助資機材は原則回収することになりました。

なお、希望する拠点では回収対象品を残置することも可能ですので、回収希望数のご報告をお願いします。その場合、各拠点にての管理をお願いいたします。

(イ) 段ボールベッド等

令和6年度の段ボールベッド・段ボール間仕切り・受付用パーティションの回収希望数調査を踏まえ、希望する拠点から段ボールベッド等の回収を夏の更新時に行います。

なお、年度を跨いだため希望数に変更がある可能性も配慮し、改めて段ボールベッド等の回収希望数量のご報告をお願いいたします。

(ウ) 過去の回収漏れ備蓄品等

回収漏れなどで賞味期限切れの食料が拠点倉庫から見つかる事例が確認されています。

賞味期限切れ備蓄品の誤配布の原因ともなるため、夏の更新時に回収漏れの備蓄品等の回収を行いますので、拠点倉庫内で該当備蓄品が発見された際には、回収希望数量等のご報告をお願いいたします。

2 1～3月に新たに拡充する備蓄品の配備の周知について

令和6年の能登半島地震を踏まえて刷新した「横浜市地震防災戦略」（情報提供1にて説明）に基づき、「避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上に向けた備蓄物資の拡充」等を令和7年度から11年度までの5カ年を集中取組期間として取り組むこととなりました。

令和8年1月から3月にかけて、本取組で新たに拡充する備蓄品の拠点への配送を行います。

(1) 新規拡充備蓄品、対象拠点

別紙3「1～3月頃に配送する備蓄品」のとおり

(2) 留意事項

新たに配備する備蓄品の中に、パーティション・コットがありますが、これらは他と比べて体積が大きく、備蓄庫の状況によっては、計画数量全てを収納することができない場合も想定されます。その場合は別途調整させていただきます。

3 全体スケジュールについて

別紙4「拠点における備蓄品の更新等スケジュール」をご参照ください。

4 添付資料

(1) 別紙1～4

(2) 様式4

【問合せ先】

保土ヶ谷区役所総務課 板倉、江藤

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

有効活用可能な備蓄食料一覧

品目		製造・納入 年度	外箱の ラベル色	賞味期限	有効活用可能な 最大箱数
①	保存パン	2020(令和2)年度	緑	2026(令和8)年1月まで	10箱 (20食/箱)
②	おかゆ				5箱 (20食/箱)
③	クラッカー				3箱 (70食/箱)
④	ライスクッキー				1箱 (20食/箱)
⑤	スープ	2021(令和3)年度	赤	2026(令和8)年7月まで	2箱 (45食/箱)

【留意事項】

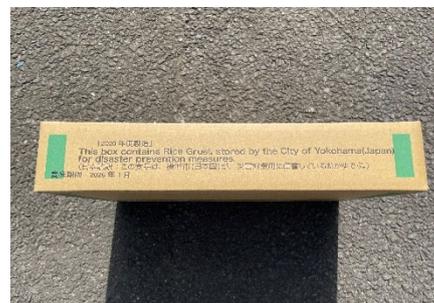
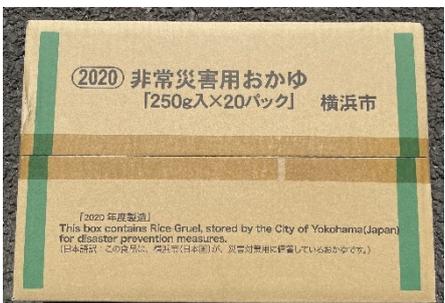
- 有効活用する場合は、品目ごとに賞味期限を改めてご確認ください。過去に、期限切れの備蓄食料を誤って訓練参加者に配布してしまった事例もありますので、訓練等において参加者などへ配布する際にも、必ず賞味期限内であることを再度確認したうえで、配布をお願いします。
- 上表に記載がない備蓄食料は、有効活用の対象外のため、訓練等で配布しないでください。

【参考画像】

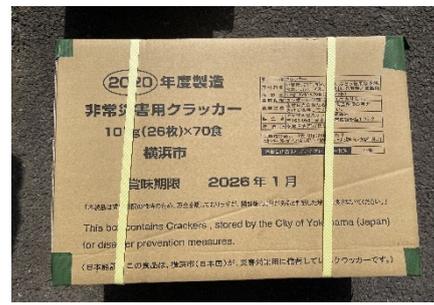
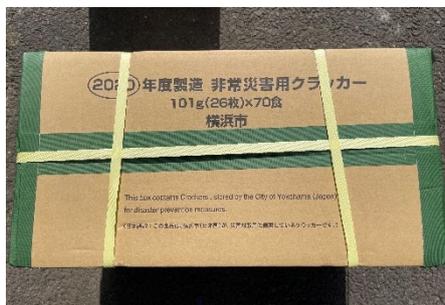
①保存パン・緑色ラベル



②おかゆ・緑色ラベル



③クラッカー・緑色ラベル



④ライスクッキー・緑色ラベル



⑤スープ・赤色ラベル



8～9月に配送する備蓄品一覧

種類	品目	外箱のラベル色	配送対象の拠点
食料	① 水缶詰	黒	全拠点に配送します
	② 保存パン	桃	
	③ おかゆ		
	④ クラッカー		
	⑤ ライスクッキー		
	⑥ スープ		
	⑦ 粉ミルク	赤	
	⑧ 液体ミルク		
生活用品	⑨ 哺乳器	今年度 当区は 対象無	一部拠点のみ配送します (戸塚区、栄区、泉区、 瀬谷区の計92拠点)
	⑩ 子ども用おむつ		一部拠点のみ配送します (港南区、港北区の計60拠点)
	⑪ 大人用おむつ		
	⑫ 生理用品		
	⑬ トイレパック		
救助資器材	⑭ 折りたたみ式ヘルメット		一部拠点のみ配送します (青葉区、都筑区、戸塚区、 栄区、泉区の計144拠点)

※ 各品目の配送箱数等の詳細は、7月末頃～8月頭頃を目途に、各区の総務課防災担当や参与等を通じてご案内させていただきます。

8～9月に回収する備蓄品一覧

種類	品目	外箱のラベル色	製造・納入年度	回収対象の拠点	有効活用の可否
食料	① 保存パン	緑	2020(令和2)年度	全拠点から回収します	可能 (詳細は別紙2参照)
	② おかゆ				
	③ クラッカー				
	④ ライスクッキー				
	⑤ スープ	赤	2021(令和3)年度		
	⑥ 粉ミルク	白	2024(令和6)年度		
	⑦ 液体ミルク				
生活用品	⑧ 哺乳器	今年度当区は対象無	2019(令和元)年度	一部拠点のみ回収します (戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区の計92拠点)	不可
	⑨ 子ども用おむつ				
	⑩ 大人用おむつ				
	⑪ 生理用品				
	⑫ トイレパック		2011(平成23)、 2016(平成28)、 2018(平成30) 年度の3種類	一部拠点のみ回収します (港南区、港北区の計60拠点)	
救助資器材	⑬ 旧ヘルメット	-	1998(平成10)年度頃	一部拠点のみ回収します (青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区の計144拠点)	回答様式1で 希望された拠点のみ 回収します
	⑭ 金属はしご				
	⑮ つるはし				
	⑯ 大ハンマー				
	⑰ スコップ				
	⑱ てこ棒				
	⑲ 大バール				
	⑳ ワイヤカッター				
	㉑ 大ナタ				
	㉒ のこぎり				
	㉓ 掛矢				
	㉔ 松葉づえ				
	㉕ ロープ				
感染症対策資器材	⑳ 段ボールベッド	-	2020(令和2)年度		
	㉑ 段ボール間仕切り				
	㉒ 受付用パーティション				
その他	㉓ 過去の回収漏れ、 ※ 賞味期限切れの備蓄品等				

※㉓賞味期限切れ・過去の回収漏れの備蓄品等について

- ・本市が地域防災拠点用に配備した備蓄品等に限りません。
- ・トラックの積載制限の都合上、極めて重い資機材等は回収できない場合があります。
- ・誤回収防止のため、回収希望品に回収を希望する旨の貼紙等を付けて、1か所に集めておいてください。

1～3月頃に配送する備蓄品一覧（予定）

種類	品目	配送対象の拠点
食料	① レトルト食品	全拠点に配備します
	② ペットボトル飲料水	
	③ 栄養補助飲食品	
衛生用品	④ 身体拭き 兼 おしりふき	
	⑤ 口腔ケア用品	
資器材	⑥ エアマット	
	⑦ 簡易防犯カメラ	
	⑧ 防犯ブザー	
	⑨ パーティション【4㎡】 (プライバシー確保用資機材)	全拠点に配備します ※拠点倉庫に入りきらない場合は、 別途調整します
	⑩ パーティション【約7㎡】 (プライバシー確保用資機材)	
	⑪ コット (就寝環境向上用資機材)	
	⑫ 下水直結式仮設トイレ男性用小便器	中区、西区、神奈川区、南区、磯子区の 一部拠点のみ配備します (その他の拠点は来年度以降に配備予定)

※ 各品目の配送箱数等の詳細は、12月～1月頃を目途に、
各区の総務課防災担当や参与等を通じてご案内させていただきます。

【2025(令和7)年度】 備蓄品の更新等スケジュール（予定）

別紙 4

品目	2025(令和7)年												2026(令和8)年										
	5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
防災備蓄庫の 状況確認等	【調査期間】 「拠点総会開催日」から 6月30日まで					【実施期間】 8月1日から1月30日まで																	
備蓄品の更新 (配送・回収)	【調査期間】					【実施期間】 8月中旬から9月30日まで																	
備蓄食料の 有効活用	「拠点総会開催日」から7月31日まで					【実施期間】 「備蓄品の更新（配送・回収）完了時」から「各品目の賞味期限内」まで																	
新規拡充備蓄品 の配送																		【実施期間】 1月中旬から3月31日まで					

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	依頼 4
議題種別	依頼事項
説明者	総務局地域防災課
提出物	あり（全ての拠点）

議題名	防災備蓄庫の整理整頓等の実施希望日調査について
-----	-------------------------

趣旨	<p>備蓄品の大幅な拡充が見込まれる拠点の防災備蓄庫において、スペースや物資の円滑な出し入れの確保のため、専門業者への委託による防災備蓄庫の整理整頓やレイアウトの作成などを行います。 つきましては、実施希望日のご報告をお願いいたします。</p>		
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災備蓄庫の状況確認、整理整頓 ・ 備蓄品数量や賞味期限等の一覧表データ、防災備蓄庫レイアウトの作成 2 実施時期（予定） 令和7年8月1日～令和8年1月30日（土日祝、12月26日～1月4日を除く。） 3 実施希望日の報告について 様式5に希望日（第三候補まで）をご記入いただき、6月30日までに、区総務課までご報告をお願いいたします。 4 立会いについて 現地で運営委員の意向を伺いながら整理整頓等を行うことが可能です。整頓のノウハウなどについても確認できますので、備蓄庫の環境維持のために、実際に備蓄庫を使用する運営委員の立会いをお願いいたします。 5 不要品の廃棄について 当日に立会いいただいた場合、本市が配備した防災備蓄品・学校の物品を除く物品を、廃棄することが可能です。 なお、ご希望された全ての物品の廃棄ができない可能性もございますので、ご了承ください。 		
提出物	提出様式	様式5：防災備蓄庫の整理整頓等の実施希望日報告	
	提出先	区総務課	
	提出期限	6月30日	
問合せ先	区総務課	TEL	334-6203

令和7年5月29日

地域防災拠点運営委員長 各位

保土ヶ谷区総務課長

防災備蓄庫の整理整頓等の実施希望日調査について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、前議題のとおり備蓄品の大幅な拡充が見込まれる拠点の防災備蓄庫において、備蓄スペースや物資の円滑な出し入れの確保のため、専門業者への委託による防災備蓄庫の整理整頓やレイアウトの作成などを行います。つきましては、実施希望日のご報告をお願いいたします。

なお、拠点のご意向に沿った作業とするために、実施の際は可能な限り運営委員の立会いをお願いいたします。

1 実施概要

(1) 作業内容

- ・防災備蓄庫の状況確認、整理整頓
- ・備蓄品の数量や賞味期限等の一覧表データ、防災備蓄庫レイアウトの作成

(2) 実施時期（予定）

令和7年8月1日～令和8年1月30日（土日祝、12月26日～1月4日を除く。）

(3) 実施希望日の報告について

様式5に「希望日（第三候補まで）」をご記入いただき、6月30日(月)までに、保土ヶ谷区総務課までご報告をお願いいたします。

(4) 立会いについて

今回の事業は、現地で運営委員の方の意向を伺いながら整理整頓等を行うことが可能です。整頓のノウハウなどについても確認できるものとなっておりますので、備蓄庫の良好な環境維持を踏まえ、実際に備蓄庫を使用する運営委員の立会いをお願いいたします。

(5) 不要品の廃棄について

当日にお立合いいただいた場合、本市が配備した防災備蓄品・学校の物品を除く物品を、ご希望の場合廃棄することが可能です。誤廃棄がないよう立会時にご確認をお願いいたします。

なお、ご希望された全ての物品の廃棄ができない可能性もございますので、ご了承ください。

2 全体スケジュールについて（前議題を参照）

別紙4「拠点における備蓄品の更新等スケジュール」をご参照ください。

3 添付資料

- (1) 別紙4（前議題を参照）
- (2) 様式5

【問合せ先】

保土ヶ谷区役所総務課 板倉、江藤

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	依頼5
議題種別	依頼事項
説明者	区生活衛生課
提出物	あり（全ての拠点）

議題名	地域防災拠点における一時飼育場所へのペット同行避難への対応等について
-----	------------------------------------

趣旨	<p>昨年度、一時飼育場所を未設定の拠点は、設定・報告をお願いします。 今年度からペット同行避難への支援として、希望する拠点には、一時飼育場所設営に係る資機材を先着順で配布します。 同室避難場所の設定を希望するモデル拠点へは個別相談などを実施します。 同行避難訓練の実施等と災害時ペット対策アンケートをお願いします。</p>
----	---

概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 昨年度、「未設定・未報告」又は「検討中と報告」の拠点のみ ペットの一時飼育場所の設定報告 ・様式6 / 提出先：区生活衛生課 12月12日まで 2 希望する拠点のみ <ol style="list-style-type: none"> (1) 一時飼育場所設営に必要となる資機材配布の支援 先着順で資機材の配布をします。（上限10万） ・様式7 / 提出先：動物愛護センター 8月1日～9月30日 (2) 同室避難場所設定の希望拠点への支援 飼い主とペットの避難場所として同室避難の設定を希望する場合はモデル事業として支援します。 ・個別相談、必要資機材（上限30万）の配布 ・相談窓口：動物愛護センター 3 全拠点 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時ペット対策に係るアンケートの回答 今後の参考としますので、ご協力をお願いします。 ・様式8 / 提出先：動物愛護センター 7月31日まで (2) 飼育ルールの設定 ・ペット同行避難訓練の実施 ・飼い主同士の協力体制の構築
----	--

提出物	提出様式	様式6：ペットの一時飼育場所等報告書 様式7：一時飼育場所用指定資機材申込書 様式8：災害時ペット対策に係るアンケート
	提出先	様式6：区生活衛生課 / 様式7・8：動物愛護センター
	提出期限	様式6：12月12日 様式7：8月1日～9月30日 様式8：7月31日

問合せ先	区生活衛生課	TEL	334-6363
------	--------	-----	----------

各地域防災拠点運営委員の皆様

保土ヶ谷区総務課
保土ヶ谷区生活衛生課

地域防災拠点における一時飼育場所へのペット同行避難への対応等について（依頼）

日頃から横浜市の防災事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

震災時において、避難が必要な状況にも関わらず避難を躊躇したり、避難所でペット同行避難を断られ避難ができず、危険な在宅に留まり被害を受けたケースなども報告されています。また、ペット連れで人が避難するスペースに入ってしまったために、他の避難者が過ごせなくなってしまうケースなど、混乱が生じた状況がありました。

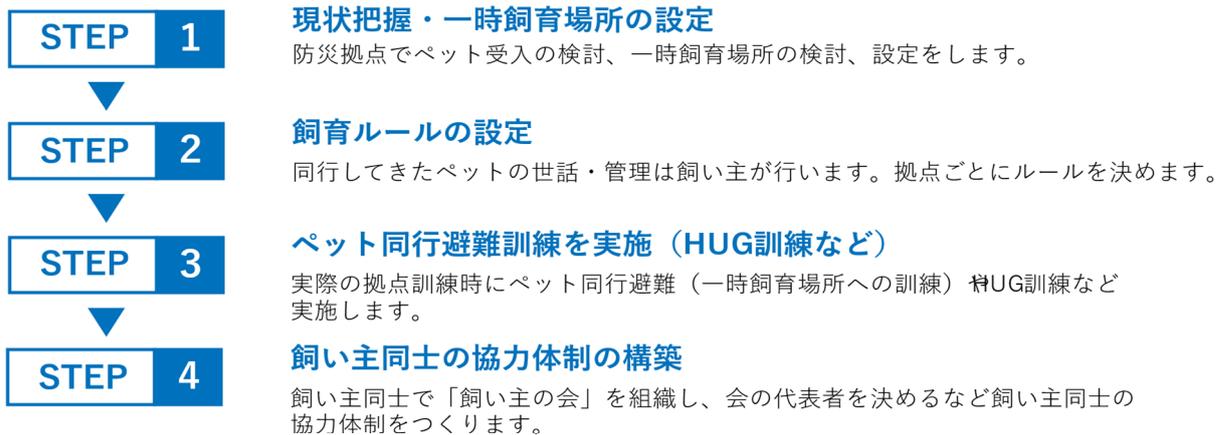
拠点は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、拠点の実情に応じたペット対策を日頃から考えておく必要があります。

つきましては、ペットを同行した被災者の避難があった時に混乱をきたさないよう、動物を一時的に飼育管理する場所の設定をはじめとした対応について、御検討いただくようお願いします。

また、今年度から、横浜市動物愛護センターによる地域防災拠点への支援策として、一時飼育場所設営に係る資機材配付や、同室避難場所設定のモデル事業を開始しますので、ご活用ください。

*** ペット同行避難とは、被災時に地域防災拠点などの避難所へペットとともに避難することを言います。避難行動を示す言葉であり、避難所内で飼い主がペットを同室で飼育管理することではありません。**

防災拠点における一時飼育場所への同行避難（イメージ）



*** STEP 3 と 4 は順番が入れ替わっても構いません。**

1 報告等の依頼事項

(1) ペットの一時飼育場所等報告書の提出（様式6 / 昨年度に未設定の拠点のみ）

一時飼育場所を設定していない拠点については、令和7年度中に一時飼育場所の設定についてご検討ください。設定にあたり、設定場所などご相談されたい場合は、区生活衛生課でお受けしておりますので、拠点参与を通じて御連絡ください。

設定されましたら、報告様式（様式6）にて拠点参与に御報告いただきますようお願いいたします。

・ **報告期限：令和7年12月12日(金)まで** ※設定されましたら、随時ご報告をお願いします。

(2) 災害時ペット対策に係るアンケート（様式8）

今後の災害時ペット対策事業推進の参考とするため、アンケートにご協力ください。

動物愛護センターあてに回答（FAX 又は郵送）をお願いします。

【FAX:045-471-2133、郵送：〒221-0864 神奈川県菅田町75-4 横浜市動物愛護センター 行】

・ **回答期間：令和7年7月31日(木)までに**回答をお願いします。

2 資機材配付の支援(希望制)

(1) 一時飼育場所設営に必要となる資機材配布の支援（様式7）

一時飼育場所の設定促進や決定済でも飼育環境の改善のために必要な資機材（上限10万円）を各拠点の希望に応じて配付します。

詳細は、「地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について」（別紙1）でご確認いただき、様式7にてご回答ください。なお、予算に限りがあるため**先着順**とし、予算を超過した時点で受付を締め切ります。

(2) 同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）

能登半島地震の事例を受け、新たな地震防災戦略において、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所※」を、動物愛護センターをはじめ、順次設定していくことになりました。拠点において**飼い主とペットの避難場所として同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として支援させていただきます。**（個別相談・訪問、必要資機材（上限30万円）の配付）つきましては、設定をご検討されたい場合は、以下の窓口にご相談ください。

なお、検討にあたっては、**人と動物の動線を区分すること、動物嫌いの方、アレルギーをお持ちの方への対策が十分に取れることを前提に、学校等拠点の管理者等とも十分に調整していくことが必要になります。**

【相談窓口：医療局動物愛護センター】

■ TEL：045-471-2111 ■ 電子メール：ir-douai@city.yokohama.lg.jp

※同室避難とは

拠点等の避難場所において、屋内の部屋等、もしくは屋外に大型専用テント等を設け、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことと本市で定義しました。

(1) 一時飼育場所設営に必要となる資機材配布の支援

- ・ 希望する拠点
- ・ 先着順

(2) 同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）

- ・ 希望する拠点
- ・ 個別相談

イメージ

(1) 一時飼育場所設営に必要な資機材配布の支援

- ・希望する拠点
- ・先着順



(2) 同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）

- ・希望する拠点
- ・個別相談

空き教室など



3 その他の依頼事項

- (1) 飼育ルールの設定
- (2) ペット同行避難（一時飼育場所への避難・ペット用 HUG：別紙 2）訓練の実施
- (3) 飼い主同士の協力体制の構築（飼い主の会結成など）

4 添付資料

- (1) ペットの一時飼育場所等報告書（様式 6）
- (2) 地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要な資機材の配付について（別紙 1 / 様式 7）
- (3) 避難所運営ゲーム（HUG）横浜市ペット版を体験してみませんか？（別紙 2）
- (4) 災害時ペット対策に係るアンケート用紙（様式 8）

5 参考資料

①「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



②ペット同行避難対応ガイドライン（ピンクの冊子）



③災害時ペットの一時飼育場所設置事例集



④ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）



<担当>

保土ヶ谷区生活衛生課 加藤・遠藤 TEL 334-6363 FAX 333-6309

地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について

本市では、災害時の地域防災拠点（以下「拠点」といいます。）へのペットの避難について、「横浜市防災計画」及び「横浜市学校防災計画」に基づき、拠点内にペットの一時飼育場所の設定を進めていますが、現時点で設定率は60%弱となっています。

そこで、さらに一時飼育場所の設定を進めていただくための支援策として、令和7年度に、一時飼育場所を設定する拠点等に、各拠点の希望に応じて必要な資機材を配付しますので、以下をご確認のうえ、配付をご希望される場合にはお申込みください。

1 対象拠点（下記の条件に合致すれば全拠点が対象となります。）

- (1) 新たに一時飼育場所を設定する拠点（設定に向けた検討が進んでいる拠点）
- (2) 一時飼育場所は設定済だが、飼育環境をより改善するためなどにより資機材が必要となる拠点

2 配付条件等

- (1) 拠点におけるペットの一時飼育場所の設営に必要となる資機材であること
- (2) 配付された資機材の保管場所をあらかじめ準備することができること
(動物愛護センターや区で保管することはできません。)
- (3) 配付された資機材を適正に保管することができること
(盗難・汚損の場合、すぐに再配付することはできませんのでご承知おきください。)
- (4) 他の用途への転用は行わないこと（災害時において、緊急やむを得ない場合を除く。）
なお、一部の資機材は、平常時に地域・学校のイベント等で活用することは差し支えありません。
(詳細は「6」を参照してください。)

3 対象資機材

原則として、資料1「指定資機材一覧」に掲載された物品等を配付対象とします。

なお、拠点の状況により指定資機材以外のもの（以下「個別調達資機材」という。）が必要な場合は、必ず事前に動物愛護センターにご相談ください。

ただし、消費する物品（ペットシート、消臭剤、養生テープなど）は配付対象外です。

4 配付方法（申込制・先着順）

各拠点からの配付希望を動物愛護センターで集約し、一括で調達したうえで各拠点に配付します。

(1) 申込時期

一時飼育場所設営に係る資機材配付申込書（提出様式）（以下「申込書」という。）により、以下の期限までにお申し込みください。

なお、予算（500万円）を超過した場合はその時点で受付を終了します。

ア 受付期間（先着順）

令和7年8月1日から令和7年9月30日まで（郵送の場合、動物愛護センター必着）

(2) 申込方法

先着順の判断は、郵送は消印日、FAXは受信日で判断します。(時間は考慮しません)

ア 郵送 (郵送料は各自負担)

以下の宛先に郵送してください

〒221-0864 神奈川県菅田町 75-4 横浜市動物愛護センター 災害時ペット対策担当 行

イ FAX (通信料は各自負担)

FAX番号：045-471-2133 横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当 行

(3) 納品時期

令和7年12月頃 (予定)

物品の調達状況により、納品時期が前後する場合があります。

(4) 納品方法

各拠点への配送は業者に委託する予定です。

配送業者から、申込書に記載された拠点の資機材受取ご担当者あてに納品日を事前に連絡します。

受取時には立会いが必要となります。なお、配送日時ご希望に添えない場合があります。

5 申込上限額

1拠点あたり10万円 (上限額)

なお、上限額の計算にあたっては、指定資機材の金額は実際の調達額ではなく、別紙1「一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧 (兼 計算表)」に掲載した額 (=実売価格や送料等を考慮し、動物愛護センターが決定した額) とします。

また、個別調達資機材については、当該資機材の定価に送料を含めた金額、又は参考見積額など実際の調達に必要な額が一定程度判断できるもので計算します。

6 平常時利用

今回配付する資機材は、平常時に地域や学校のイベントで使用することができます。

使用目的・方法等については、各拠点で管理・調整してください。

なお、平常時の利用が原因で、破損・汚損した場合、すぐに代替品を配付することはできませんので、使用の際にはご留意ください。

7 事例紹介へのご協力

今回の資機材配付をご利用いただいた拠点の中で、他の拠点の参考になるような好事例があった場合は、取材のうえ動物愛護センターのホームページや拠点一時飼育場所の設定事例集などに掲載させていただくことを検討していますので、その際はご協力をお願いします。

8 留意事項等

(1) 申込受付について

申込は各拠点1回までとしますので、よくご検討のうえお申し込みください。

(2) 受領後の返送について

製品不良等を除き、原則として承ることはできません。よくご検討のうえお申し込みください。

(3) 小中学校等への説明について

拠点となる小中学校等に対しては、令和7年1月～2月に事業趣旨を周知しています。

また、同年4月から5月にかけて、校長会の役員会などで改めて事業の詳細を説明しています。

資機材の保管場所など、拠点となる小中学校等と調整したうえでお申し込みください。

(4) 次年度（令和8年度）以降の事業について

継続して実施することを検討していますが、実施状況によって事業規模を拡大又は縮小する場合があります。次年度に配付希望がある場合など、ご要望は別途お知らせください。

(5) その他

ご不明な点等がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

9 添付書類

一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（様式7）

10 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川県菅田町 75-4

TEL 045-471-2111 FAX 045-471-2133

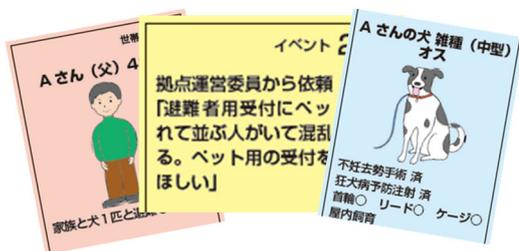
Mail ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp（令和7年5月以降送受信可）

※ 一時飼育場所の設定に関しては、上記問合せ先のほか、各区生活衛生課でもお問合せを承ることができます。

避難所運営ゲーム(HUG)横浜市ペット版を 体験してみませんか？

HUG 横浜市ペット版 の特徴

地域防災拠点へのペット同行避難があった際の対応についてシミュレーションできる図上訓練です。5人程度のグループを作り、参加者同士で話し合いながらペット同行避難について考えることができます。



各カードへの対応に正解はありません。ゲームのなかで生じた悩みや考えから、平常時に拠点や飼い主はどんな準備が必要なのか、今あるルールで十分なのか、発災時の対応をどうするか等を考えることが目的です。



拠点運営委員や飼い主を始め、様々な立場の方々（動物が苦手な人、ペット同行避難を知らない人等）にご参加いただくことで、今まで気づかなかった視点から拠点のルール作りを進めていくことができます。

- H 避難所 避難所運営をみんなで考えるためのアプローチとして、静岡県が開発した図上訓練です。
- U 運営 ゲームを通して具体的かつ実践的な避難所運営を疑似体験できます。
- G ゲーム カードに書かれた避難者等の情報から、発生したイベントへの対応をグループごとに話し合うなかで、参加者同士の交流や連帯感が生まれます。
- とは

各拠点においてゲームの実施を希望される際は、各区役所生活衛生課にご相談ください。

地域防災拠点の基本ルールの説明やゲームの進行役を務めるほか、ゲームのなかで生じた課題の解消に向けて、一緒に取り組んでまいります。

お問合せ先：保土ケ谷区生活衛生課 045-334-6363